

Title	マカオのコレジオ(五)
Sub Title	The college of Macao (5)
Author	高瀬 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1999
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.68, No.1/2 (1999. 1) ,p.33- 67
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19990100-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マカオのコレジオ（五）

高瀬弘一郎

一

先稿「マカオのコレジオ」（四）の第五節で、既発表分の引用史料により、同コレジオの経済基盤として判明したことを纏めて記した。マカオ・コレジオの財務については、他にも史料がかなりあるので、以下それらの史料によつて、右を補足する。

まず、マカオ・コレジオの年間経費の解明を主眼に、関連史料を挙げる。

先稿で引用した、一五九四年一一月九日付けマカオ発ヴァリニャーノの総長宛て書簡に、日本管区代表ヒル・

デ・ラ・マタが渡欧することにより、ポルトガル国王からマカオ・コレジオに対する経済援助が得られるものと彼が期待している旨が記されていた。⁽¹⁾マタは一五九二年

一〇月九日日本を発ち、恐らく九四年八月初リスボン着。九四年一〇月八日マドリード着。九五年三月二十四日マドリードを発つてローマに向う。九五年九月末まではローマに滞在したらしいが、ローマを発つた時期は不明である。ただ九五年一〇月二〇日にはすでにローマを発つて、ジエノヴァにいたようである。九六年三月初マドリードを発つてリスボンに向かつた。九八年八月一三日日本に戻つた。⁽²⁾ヴァリニャーノが期待した国王の援助であるが、一五九五年二月二六日付けリスボン発、国王のインド副王マティアス・デ・アルブケルケ宛て書翰に次のように見える。

「[日本では大迫害から七年経つて、カーザ六・レジデンシア一八・教会二一〇七を擁する旨、副王から通報があつたことを記した後]更に貴下は朕に次のように述べ

る。これらの「イエズス会」修道士を養うのを助けるために、マラッカにおける朕の資産から毎年一〇〇〇クルザドを彼らに給与するよう、朕が命じている。さらにサルセッテの地における所得の中から、更に一〇〇〇「クルザド」が彼らに与えられた。期間は五年で、「一五九三年八月に終つた。しかし、これに関する朕の貴下への命令を見るまでは、彼らにそれを給与し続ける、と。

更に貴下は朕に次のように述べる。すなわち、シナと日本の地のキリスト教会に関して貴下が了解している諸事情により、マカオ市にコレジオを一つ創建するよう命じるのが、神と朕に対する奉仕になると貴下が考えた。それは、現在被つてゐるような迫害に際して、これら「イエズス会」修道士がそこに避難出来るようにするためであり、また一層多くの者が、あの諸王国「のキリスト教会」を守るための備えをするためである。この件で貴下が朕に書き送つてきた事柄に鑑み、朕は前述のイエズス会修道士たちに、次のような恩恵を施すのを是認する。すなわち、今まで彼らがマラッカとサルセッテとに有した前述の一〇〇〇クルザドを、彼らの受給期間が終る日から始めて更に五年間、給与を受けるものとする。貴下が指摘しているマカオにコレジオを創る件について

は、朕は別の書翰により貴下に、この件で何を行ふのが朕に対する奉仕になると思うかということを、書き送らうと思う。⁽³⁾

右の国王書翰の内容を纏める。

一、ポルトガル国王は在日イエズス会士に、マラッカで毎年一〇〇〇クルザド、サルセッテにおいて毎年一〇〇〇クルザドを給与している。期間は五年で、一五九三年八月にそれが切れたが、その後も国王の命があるまで、副王は給与を続けている。

二、シナと日本の布教のために、マカオにコレジオを創るのがよいと副王は考えた。

三、一の期限が切れた一〇〇〇クルザドを、更に五年間給与する。

四、マカオ・コレジオの創建については、別便で国王から副王に指示を与える。

一の、ポルトガル国王による日本イエズス会への給付年金が、この時点で、マラッカにて一〇〇〇クルザド、ゴア（サルセッテ）にて一〇〇〇クルザド、都合一〇〇〇クルザドであつたとの記述は、現実の支給状態がどうであったかといった点を別にすれば、まさに正確である。⁽⁴⁾

三は、右の日本イエズス会への給付金二〇〇〇クルザドが期限切れになるのを、更に五年間給付するというものである。

管区代表が渡欧するに際し、コレジオ設立のために、国王から支援を獲得することをヴァリニヤーノは期待したが、右の国王書簡の限りでは、日本教会に対する具体的な経済援助の成果としては、もともと支給状態の悪い従来の給付金の延長ということだけであった。なお四の、マカオ・コレジオの創建に関する「国王が副王に別便で送つた書簡は、不詳である。

なお、一五九六年四月一日付けリスボン発、国王のインド副王ドン・フランシスコ・ダ・ガマ宛て書簡でも、右の九五年二月二六日付け国王書簡の内容を再確認し、⁽⁵⁾その規定通り支払うよう命じている。

一五九八年七月一日付けマカオ発、ヴァリニヤーノの書簡（総長補佐宛てか）に、次のように見える。

「日本の異教徒領主たちは、スペイン人やスペイン系統修道士の領土的侵略を恐れ、布教はその隠れ蓑だと信じている。これは異教徒だけでなく、キリスト教徒領主もこの種の疑惑から、領内にコレジオを置きたがらない。したがつてコレジオをマカオに設置せねばならない

のだ、といった趣旨を記した上で」⁽⁶⁾

第一に、われわれが経験によつて見てきたことにより、このコレジオの基金^{ドナン}を邪魔するのが、イエズス会にとって如何に大きな悪かとすることが分かる。これによつて日本が何らかの大なる破滅をきたさないことが、われらの主の御旨であらんことを。というのは、当地で要する経費は莫大で、そのすべてを日本が負担せねばならない。というのは、彼ら「彼ら」とは誰を指すのか不明であるが、インド・イエズス会関係者のことかは「マカオ教会が」独自にやつていくその財源を、そこから奪つてしまつたからである。日本は当地「マカオ」や彼地「日本」でのこれほど多額の経費を、負担することは出来ない。というのは、その「日本の」資産^{カウダル}は使い果たしつつあるからだ。もしもこれがなくなつたら、われわれは日本のイエズス会とキリスト教会とを、その維持費の欠如により、崩壊させることになるからだ。以下私が語る如く、インドにいるわれわれの仲間の多くが、日本は莫大な^{カウダル}資産を有すると思い込んでいるのは、非常に大なる誤りであり、悪魔のでっち上げである。後述する如く、今にも一文なしになる危機に瀕しているからだ。そしてこのような考え方の持ち主たちが、すべて崩壊し尽

くしたのを目の当たりにして初めて、誤りに目覚めるようなことのないことが、われらの主の御旨であらんことを。

この外シナ布教には、われわれの仲間が七人いる。その経費は非常に多額である。というのは、彼らは単に衣食だけで、毎年三〇〇ドゥカド必要である。その他に建築に費用がかかる。もしもこの布教が伸展していったら、派遣すべき布教団にどうしても経費がかかるであろう。

単に北京布教のためだけに私は最近彼らに、さらに一五〇ドゥカドを送った。また今度、われらの主の助けにより、パードレ・ドゥアルテ・デ・サンデがシナに行くことになつてゐる。彼らを訪ね、カテキズモをシナ語で出版するためである。それは、当地で作ったものを持つていくのだが、彼がいなければ刊行出来ないのは確かである。当地でわれわれが皆そう思つてゐる。彼の往復や、これ「カテキズモの出版」を行なうために、さらに一〇〇ドゥカド以上必要である。というのは彼は彼地に一年弱、滞在せねばならないと思われるからだ。

成る程われらの主は常に私をお助け下さり、私が当地に来て後、この布教のために三〇〇ドゥカドの喜捨リモスナが私に与えられたことは確かであるが、しかし、皆がこれと

同じ助けを受けることが出来るかどうか私は知らないし、これほどのかねをどこから引き出すことが出来るかも、私は分からぬ。そのため私は、自分の心の負担を軽くするために申し上げるが、尊師と管区長パードレは副王に働きかけて、シナ布教のために毎年少なくとも一〇万マラヴエディ（補注）一〇万デナドの俸禄ボーナムを給与させるよう、出来る限りの尽力をせねばならない。というのは、さもないところを維持することが出来ないからである。また、国王がそれ「コレジオ」にレンタを与えるまでは、或いは喜捨により、或いは他の方法で、このコレジオに出来るだけ多くの額を「副王から」与えてもらうこと。

その後、「尊師と管区長は」その「コレジオの」ドクタシオン基ドクタシオン金が実現するよう、またシナ布教のために何らかの安定した、しかも充分な物が確保されるよう、国王陛下に働きかけること。というのは、私は日本に行つてしまふ。そこはこれらの事を処理するのに、余りに遠いからである。一方経費は常に増大しつつあり、日本の俸禄オルデイナリオは、大変なスピードで消費されつつあるからだ。もしも尊師が当地を来訪するなら、その窮状に尊師が非常に当惑し、大いに悩み、その対策を講じるために大変な努力を傾注するのではないかと私は危惧する。〔中略〕

「日本イエズス会の出費が大なるゝル、しかも過去一年間に五回もポルトガル船が欠航したことによる損失等を記した後」この外に私は、日本の「アランカをも消費する」となく、このコレジオのすべての建築を行なつた。それは、六〇〇ドウカドを超えないような小額ではなかつた。〔中略〕

このコレジオにおいて、現在ハニにいる人々のために、日本の勘定で一〇〇〇ドウカドが消費される。わつと人を送り込むば、ハれをはるかに上回ル。〔中略〕 もしもこのコレジオが、現在有する五〇〇「ドウカド」の外に、一〇〇〇ドウカドの基フンタシオン金を持つない、日本勘定による消費は全くなくなる。

(補注1) maravedis アラジア人の古く貨幣で、ポルトガルで流通してゐた。その価値は多様であったが、概して一ヤス前後であった (Grande Encyclopédia Portuguesa e Brasileira, XVI, p.241.)。公足換算率レアル 一ドウカド=四〇〇レアルである (A. C. Teixeira de Aragão, Descrição Geral e Histórica das Moedas Cunhadas em Nome dos Reis, Regentes e Governadores de Portugal, t. I, Lisboa, 1874, pp. 252, 312.)。一ドウカド=約 110 レアル。

四・八マラヴェティは約一万二千五百〇〇ドウカドに相当する。
(補注1) blancaスペインの銅貨で、一アランカが一マラヴェティに相当した (Banco de España, Monedas Hispanicas 1475-1598, 1987, pp.73, 96, 97.)。

なおザアリニャーノは右の書簡の末尾に、追伸として以下の趣旨を記す。本文をポルトガル語からスペイン語に訳した者が、"タエル"と"ドウカド"は同じだと思つて、"タエル"のあるのを"ドウカド"に置き換えてしまつた。しかしどこかと日本における銀の重量単位である一タエルの価値は、六六〇レイスであるが、スペインでは一ドウカドは四三四レイスの価にすぎない。つまり、一タエルは一・五ドウカド以上の価値がある、⁽⁸⁾ と。

右の書簡の内容を次に整理するが、その際追伸の趣旨により、"ドウカド"を"タエル"に読み替へる。
一、日本教会とマカオ教会の両方を日本イエズス会が経済的に支えるのは、日本にはそれだけの資産はなく、不可能である。したがつてマカオ・コレジオの基金の設定が望まれる。

毎年三〇〇タエルを要する。

三、シナ布教に對して毎年二〇万マラヴエディ（およそ一万三五〇〇タエル）の俸祿を給付させるよう、インド副王に要請してもらいたい。

四、コレジオの建築費は六〇〇〇タエルに上つたが、日本イエズス会のかねは全く使わなかつた。

五、日本イエズス会が負担するコレジオ居住者の経費は、年間一〇〇〇タエルである。（コレジオの年間経費の総額ということでは、これに次の六に見えるコレジオが持つ五〇〇タエルの基金や、さらにはこれは不定期収入であろうが喜捨をも加算した、一五〇〇タエル以上と言うべきである。この点は、後出一六〇一年一〇月一五日付けヴァリニヤーノの書簡の文面から、明らかになる）。

六、コレジオは現在五〇〇タエルの基金を有する。さらに二〇〇〇タエルの基金を持てば、独自に賄うことが可能になり、日本の負担は不要になる。その基金の確立について、国王に要請すること。

七、国王からマカオ・コレジオにレンタを与えてもらいたいが、それが実現するまでは副王から、喜捨その他の形で出来るだけ多額の給付を受けるべく尽力するこ

と。

六で「コレジオの基フンダシオン金」、七では「コレジオのレンタ」とあるが、これは同じことで、要は不動産の賃貸收入等、資産を持つてそこから定期的収入を得ることを言う。因みに六の、現在コレジオが有する五〇〇タエルの基金というのは、その所有する家屋の賃貸収入のことである。それは先稿「マカオのコレジオ」（四）の第五節、纏め第三に記した、一五九四年一一月九日現在同コレジオの保有家屋の賃貸収入が、五〇〇以上～五五〇ドゥカドであつたという事実と符合することから明らかである。現在は五〇〇タエルの賃貸収入を有するが、更に二〇〇〇タエル基金を積み増して、全部で二五〇〇タエルの基金、すなわちレンタ収入を所有する経済基盤にしたいといふのが、ヴァリニヤーノの希望であつた。

四の、コレジオの建築費は六〇〇〇タエルで、日本イエズス会のかねは使わなかつたという点であるが、これも同右小論の第五節の纏め第一〇に見える数値とほぼ一致する。

五の、コレジオの年間経費については、さらに他の史料に当たつてみる。

*

*

*

一五九八年一〇月二〇日付け長崎発、ヴァリニヤーノの総長宛て書簡に次のように見える。

「もしも国王陛下があのコレジオの基金^(フンダシオン)のために、毎年三〇〇〇ドゥカドの世俗的^(ペントン・テボラル)年金^(オビスパド)を一五~一〇年間、或る司教区に設定して給与することを望むなら、それは彼が給与し得る、最良かつ最も確実な基金であろうと思う。また、彼のレンタの中から永続性のあるレンタを割いて与えることによって、「コレジオの」基金を設定するよりも、この方が彼は快くそれ〔基金〕を与えることが出来よう。「国王が」この年金をこのような方法で与えるなら、貌下は、毎年一〇〇〇ドゥカドだけをコレジオの維持のために送るように、そして二〇〇〇はレンタ購入のために蓄えておくように、命じることが出来よう。このようにして、一〇~一五年以内には、コレジオのために充分な基^(フンダシオン)金^(テンダラ)を持つであろう。」

右の史料により、次のことが判明する。(文中の通貨単位ドゥカドは、前引一五九八年七月一日付け書簡同様、タエルと読み替えるべきかも知れないが、一応史料の記載を尊重しそれに従う)。

一、マカオ・コレジオのための年三〇〇〇ドゥカドの基

金、つまりレンタ収入を、スペイン・ポルトガル国王から贈与してもらいたいが、その方法としては、直接国王のレンタ収入から同コレジオに与えるよりも後出一六〇四年ヴァリニヤーノの覚書⁽¹¹⁾から明らかにるように、これは、インドやマラッカの国王の税関収入から、同コレジオに給与するなどの方法を想定していたようであるが——どこか(ヨーロッパなど)の司教区にその金額の年金を定め、それをマカオ・コレジオに回すのがよいとした。このような間接的給与の形をとることで、インド副土等の抵抗を逸らそうと言う思惑であろう。

二、一が実現したならば、その内一〇〇〇ドゥカドを、コレジオ維持のために送つてもらいたい。残りの一〇〇〇は蓄積して、レンタの購入資金として。つまりこの頃マカオ・コレジオの年間経費としては、この一〇〇〇ドゥカドに、賃貸収入の五〇〇ドゥカド余および喜捨をも合算した、一五〇〇ドゥカド以上であつたことが分かる。

右の一の如き、国王によるコレジオの基金設定方法であるが、次に挙げる一六〇四年一月二四日付けマカオ発、

ヴァリニヤーノの総長補佐ジヨアン・アルヴァレス宛て書翰にも、同じような趣旨の記述が見える。

「兎に角このコレジオの基金を確立せねばならない。」⁽¹²⁾ というのは、それは眞実この管区の支柱だからだ。

〔中略〕

マカオのコレジオもまた、国王陛下または教皇聖下が、^(ビスパドス) 或る司教区^(アバティアス)または大修道院^(ビスピス)に對して二〇年間与える年金

の三〇〇〇ドゥカドによつて、基金の確立が可能である。それは私が總長に書き送る通りである。それ故私は尊師に、急ぎこれらのものを獲得すべく、尽力して下さるよう要請する。⁽¹²⁾

国王または教皇とあるところが、先の一五九八年一〇月一〇日付けの書簡とは違うが、三〇〇〇ドゥカドの年金をどこかの司教区または大修道院に設定する形にして、そこからそのかねをマカオ・コレジオに回すという便法を講じるのがよい、とする趣旨は同じである。先に記した通り、邪魔が入るのを避けるための策略であろう。

ヴァリニヤーノが、日本・シナ準管区の管区代表とし

てイエズス会本部に赴くフランシスコ・ロドリーゲスに与えた、交渉案件を列記した「シナと日本の準管区のプロクラードル」⁽¹³⁾ パードレ・フランシスコ・ロドリーゲスが、

ローマにおいて総長と交渉すべき諸事の覚書」（この覚書は日付がないが、一六〇三年日本に向けマカオを出帆する直前のポルトガル船が、オランダ人の襲撃・略奪を受けて事件について、「オランダ人たちが昨年奪つたナウ船すべてを失つたので…」と見え、この覚書が記述されたのが一六〇四年であったことが分かる）にも、右の件が見える。次の通りである。

「第一は、このマカオのコレジオを創建せねばならない理由を「国王陛下に」示して、このマカオのコレジオに對して、三〇〇〇クルザドまでのレンダを基金として国王陛下に与えてもらうべく、尽力することである。

もしも、インドやマラッカの彼〔国王〕の税關において三〇〇〇クルザドの永続性のあるレンダをそれに与えるよりも、毎年三〇〇〇クルザドの年金^(ペンサン)を二〇年間にわたり、それを基金として与えることが、陛下にとって、それの枢機會議の人々にとつて容易だということが分かれば、これを受け入れた上で、レンダを買得していくことも可能であろう。⁽¹⁴⁾

先に記した通り、直接国王の税關収入から永久的に毎年三〇〇〇クルザドを割いて、マカオ・コレジオに給与してもらう方式だと、インド副王等の抵抗も強いからそ

れは避け、どこかのカトリック教会機関に三〇〇〇クルザドの年金を二〇年間与える形にして、そこから同コレジオにそのかねを回してもらう、それを蓄積していざれレンタつまり賃貸用家屋等を購入する、という方策をヴァリニャーノは指示している。

右に見える、本国国王からコレジオの基金を寄付してもらうための便法については、一六一〇年三月一四日付け長崎発、日本準管区長パシオの総長補佐アントニオ・マスカレニャス宛て書簡にも見える。次の通りである。
「国王陛下に対しては、尊師とパードレ・ヌノ・マスカレニャスが獲得した恩恵^{メルキス}を実行してもらうこと以外に、われわれに対する新たな恩恵を要請することは出来ない。その恩恵とはすなわち、マカオのコレジオの^{フンダサン}基金と、日本に対して追加した二〇〇〇クルザドの永久的支給、およびシナのパードレたちの扶養である。これが実行されるためには、総長に次のことを指摘する以外に方法はない。すなわち国王に、ポルトガル国内の或る聖職^{ベネラシオス}または年^{ペソインス}金として、このレンド⁽¹⁹⁾ダを与えてもらうのだ。これは国王にとって何の負担にもならない。というのは、もしも、すでに「他のレンド⁽¹⁹⁾ダが」設定されているように、インドの諸レンド⁽¹⁹⁾ダの中に割り込んでそれを設定しても、

ほとんど徴収されないか、または全く徴収されないであろう。というのは、そうなるとこれは副王たち次第だからだ。もしも彼らが余り好意を抱いていないと、何も支払わないで、これから造る予定の艦隊の建造費用に充てるという弁解をする。⁽¹⁵⁾

右の史料について少し検討する。

この書簡の宛先である総長補佐アントニオ・マスカレニャスは、ジョアン・アルヴァレスの後を継いでポルトガル関係総長⁽¹⁶⁾補佐⁽¹⁷⁾に就任したばかりであつた。右のパシオの書簡の別の箇所には、アントニオ・マスカレニャスがこれまでに日本教会のために執つてくれた数々の好意的措置を挙げ、彼が補佐に就任したことを日本のために喜ぶ旨記す。その一つに、前述の通りフランシスコ・ロドリゲスは日本イエズス会の管区代表として一六〇四年二月頃マカオを発つて渡欧したが、一六〇六年九月一五日リスボンの近くで遭難、死亡してしまつた。そこでその善後措置として、弟のヌノ・マスカレニャスにロドリゲスの任務を代行させたことを挙げる。

ヌノ・マスカレニャスはアントニオ・マスカレニャスの弟で、一六一五年新総長ムティオ・ヴィテレスキの就任に伴い、兄の後を襲つてポルトガル関係総長補佐に

なつた。⁽²⁰⁾ 一六一六年一二月二一日付けマカオ発、ルセナの総長補佐アントニオ・マスカレニヤス宛て書簡には、後任の総長補佐候補として取沙汰されていたフランシスコ・ペレイラとヌノ・マスカレニヤスの二人の内、後者なら、前任の兄アントニオ同様、日本教会に対し好意的に配慮してくれるに相違ないと記すとともに、またそれを願う念いを認めている。なお、ルセナが右の日付けの書簡の宛名を「総長補佐アントニオ・マスカレニヤス宛て」としているのは、すでに弟ヌノに替わっていた事実を知らなかつたからである。

つまり、先の一六一〇年三月一四日付けパシオの書簡の宛先アントニオ・マスカレニヤスは就任直後の総長補佐、ヌノ・マスカレニヤスはその弟で次の総長補佐で、二人とも過去に日本イエズス会のために数々の好意的姿勢を見せてきたわけであるが、彼ら両名が日本のためにスペイン＝ポルトガル国王から獲得した恩恵の実行こそが、当面の課題であるとパシオは記す。日本教会への経済的援助を国王から獲得する」とは、管区代表フランシスコ・ロドリゲスの担つた重い任務の一つであった。ローマ到着以前に死亡⁽²¹⁾した彼に代わって、右の両名が尽力した実りがすなわちこれである。そして国王から獲得

したその恩恵とはすなわち、一、マカオ・コレジオの基金、二、日本イエズス会に対する⁽²²⁾一〇〇〇クルザドの永久的追加支給、三、シナ・パードレたちの扶養である。

なお、一の一、国王がマカオ・コレジオの基金のために給与したこととしては、先の一五九五年二月二六日付けリスボン発、国王のインド副王宛て書翰⁽²³⁾に見えた、期限が切れた日本向け年一〇〇〇クルザド（サルセッテにおいて一〇〇〇クルザド、マラッカにおいて一〇〇〇クルザド）の給与を同コレジオのために、更に向こう五年間続けて給付する措置をとつたことを指しているのであろうか。マカオ・コレジオのために、国王からこれまでに現に給与された金銭的援助は、このほかはない。それは、一六二一年一〇月一六日付けマカオ発、マカオ^{オウイードール}聽訴官（ミゲル・ピニエイロ・ラヴァスコ^{リセンシアド}修道士か）の国王宛て書簡に、「日本はサルセッテにおいて割り当てられた毎年一〇〇〇クルザド、およびマラッカの税関において「割り当てられた毎年」一〇〇〇「クルザド」を、コレジオの基金のため⁽²⁴⁾に持つ。」と見えることからも明らかである。引用文の末尾、傍点箇所の原文は *pera fundação de hum co-*

llegio. である。「マカオのコレジオ」とは見えないが、一六二一年当時日本イエズス会が有したコレジオはマカオ・コレジオのみであつたから、右の文に見えるものも、同コレジオのことだと解釈してよいであろう。一、パシオはこれらを、インドで給付するのではなく、ポルトガル国内の聖職禄・年金の形で与えてくれるよう、総長に尽力してもらいたいと要望しているわけである。インドにおける国庫から割いてコレジオのために給付するとなると、その支給はインド副王次第といふことになり、イエズス会に好意を持たない副王になると一向に支払つてもらえない。これは既にいやと言ふ程経験してきた。そこでポルトガル国内のどこかの教会の聖職禄や年金の形にして、実質はそれをマカオ・コレジオに回すことにしてほしい、給付が叶うにしても、このような給与方法になるよう尽力してもらいたい、という訴えである。前引の各史料と同じ趣旨が、ここでも繰り返されている。

この問題はその後も折に触れて話題になつた。一六一七年一月五日付けマカオ発、ジェロニモ・ロドリゲスの総長宛て書簡に、次のように見える。

「ドナ・マリア・デ・カストロがコレジオ設立基金のためシヤウルで寄付したレンダと、パードレ・マヌエル・フランシスコがポルトガルで寄付したレンダの両方、またはその基金^{フンダサン}のために充分なら少なくともそのいづれかを、貌下はマカオのこの「コレジオ」に充当すべきであろう。ただし、日本の管区長たちや巡察師たちが、このコレジオの人員を削除するのがよいと考えたら、そのレンダも減らしてよいという許可を彼らに与えておくこと。また、もしもシナが日本から分離し、このコレジオはシナに属することになつたら、彼らは残つた「キリスト教会」のために、そのレンダを日本に移してもよいものとする。われわれは、このコレジオの基金^{フンダサン}のためにこのことを要望する。というのは、国王はその基金^{フンダサン}の確立を望んでおられると言つても、これに充当するレンダを、国王のインドの税関において給付するよう命じるだけであつて、われわれがそれを徵収することは決して出来ないであろうと思われるからだ。ちょうど国王ドン・セバスティアンが、日本におけるカーザの設立基金^{フンダサン}のためにマラッカにおいてわれわれに与えた〔レンダ〕が、徵収出来ないと同様に。⁽²⁵⁾」

右の史料に見えるパードレ・マヌエル・フランシスコ

の寄付というのは不詳で、パードレ・ディオゴ・ブラン

ダンの誤ではないかということについては、先に記した。⁽²⁶⁾

要は、国王がインドの税関収入からマカオ・コレジオ向

けに給与してくれても、どうせ徴収出来ない。それはか

つてポルトガル国王ドン・セバステイアンが、マラッカ

において日本イエズス会に給与した年金で経験すみだ。

それ故、マリア・デ・カストロ等個人の寄付は是非とも

マカオ・コレジオの基金に充当してもらいたい、との趣

旨である。

一六〇〇年一〇月二一日付け長崎発、ヴァリニヤーノの総長宛て書翰に、次のように見える。「現在日本は毎年一〇〇〇ドゥカド以上を、あの「マカオ」コレジオの維持のために費す。過去四年間に日本は、其処に費やされた四〇〇〇ドゥカドを余分に持つことが出来たところだ。」

これについても、次に挙げる一六〇一年一〇月一五日

付けヴァリニヤーノの書簡の文面からして、同コレジオ

の年間経費の総額という意味では、この外にコレジオが持つ不動産からの賃貸収入五〇〇ドゥカド余や、さらに喜捨があればそれも経費に充てられたと言うべきである。つまりこの当時コレジオの年間経費は、一五〇〇

ドゥカド以上であったと解すべきである。

一六〇一年一〇月一五日付け長崎発、ヴァリニヤーノの総長宛て書翰に、次のように見える。

「マカオのコレジオにおいて、そこで学習している日本の仲間たちに対し、毎年日本の勘定で一〇〇〇ドゥカド以上が費される。これは、院長があの都市「マカオ」から取得することが出来る喜捨^(リモスナス)、および毎年レンタとして有する五〇〇ドゥカド以外の消費額である。この「日本の勘定による一〇〇〇ドゥカド以上の」消費は、われわれがあのコレジオの基金^(ドタシオン)を設定するのを妨害しなければ、省くことが出来よう。」

右の史料により、この当時マカオ・コレジオの年間の維持費は一五〇〇ドゥカド以上で、この内一〇〇〇ドゥカド余は日本イエズス会の負担、五〇〇ドゥカドはコレジオが所有していた家屋からの賃貸収入、その他は喜捨によつて賄つたということが分かる。

* * *

一六〇三年一一月一五日付けマカオ発、ヴァリニヤーノの総長宛て書翰に、次のように見える。

「現在六〇人のイエズス会士がいるこのコレジオ、およびシナの四つのレジデンシアもまた、窮乏している。」

というのは、このコレジオは一八〇〇タエルの負債があり、三〇〇タエルまでのレンタしか持たない。今年の経費のために、三〇〇「タエル」必要である。⁽²⁹⁾

右の史料により、まず当時コレジオには、イエズス会士六〇人が居住していたことが確認出来るが、経済面では、この時期コレジオは一八〇〇タエルの債務があつたと記され、恐らく初めてコレジオの負債のことが記録に見える。

さらに、コレジオのレンタ収入——すなわち賃貸収入のことであろう——が三〇〇タエルであったこと、およ

びコレジオの一六〇三年の年間経費が三〇〇〇タエルに上ること等、この史料に至つてそれまでとは異なる数値が見える点、注目に値する。さらに他の史料を追つてみる。

一六〇五年一月二〇日付けマカオ発、ヴァリニヤーノの総長補佐宛て書簡に、次のように記述されている（傍線引用者）。

「〔徳川家康から〕イエズス会に対し資金援助があつたこと、キリスト教信徒であつた或る大名（黒田孝高のこと⁽³⁰⁾）が死に際して教会に一〇〇〇タエル遺贈したこと、異教徒のシナ人たちから援助があつたことなどを記述し

た後で」主がわれわれに与えて下さつたこれら予期せざる援助により、われわれは昨年、この「マカオの」コレジオとシナの各レジデンシアを維持することが出来た。

それら双方に、三〇〇〇タエル以上の経費がかかつた。「一六〇四年七月マカオを発つたポルトガル船は、日本で非常に有利な商いをして、同年一二月八日マカオに帰港したことを記した後、この船が無事マカオに戻つたことにより」われわれは今年、このコレジオとシナの各レジデンシアを維持するだけの財源を持つことが出来た。⁽³¹⁾

右の史料の前半は、昨年すなわち一六〇四年のことである。その年はマカオ・コレジオとシナ国内にある各レジデンシアの維持費が、全部で三〇〇〇タエル以上に上つたという。コレジオのみの経費の額は不明である。後半に今年とあるのは、もちろん一六〇五年のことである。一六〇四年一二月にポルトガル船が日本から帰航したので、一六〇五年についてはコレジオとシナ・レジデンシアの維持費を確保出来た、という話であるが、その経費の額が見えないし、一六〇五年一月二〇日付けの書簡に書けるはずもない。

一六〇九年一一月一二日付け「日本イエズス会のカ一

ザ・人・レンタ・経費の数値に関する簡潔な叙述」には、次のように見える。「この「マカオ」コレジオは、これまでのところ基金が確立していないので、日本イエズス会がその経費を負担し、院長パードレが支援するのは、彼がポルトガル人たちに乞うて喜捨してもらう六〇〇クルザドだけである。〔中略〕そこ「マカオ・コレジオ」では、日本の勘定で一〇〇〇クルザドが消費されるであろう。」⁽³²⁾

この記事は、後述する通り当時コレジオが得ていたはずの、家屋・店舗の賃貸収入（四一五〇〇クルザド）に言及しておらず、信憑性に疑義なしとしないが、一応コレジオの年間経費は、院長調達分六〇〇クルザド、日本イエズス会の負担分一〇〇〇クルザド、合計二六〇〇クルザドと解釈しておく。

かなり下つて一六二三年三月三日付け長崎発、バルタサール・デ・トーレスの総長宛て書簡に、次のように見える。「マカオのコレジオは、そこにいる大勢の人々のために、毎年四〇〇一五〇〇タエルを費やす。」⁽³³⁾

毎年四一五〇〇タエル費やすとは、異常な多額と言ふべきであろう。この経費の増加の問題については後程触れる。

一六二三年二月二五日付け日本発、トーレスの総長宛て書簡には、次のように記述されている。「マカオのコレジオにおいても、その維持のために「マカオ駐在日本」管区のプロクラドールが与える三〇〇〇タエルの他に、巡察師パードレはしないでもいいような工事や、シナへの贈り物のために消費する。」⁽³⁴⁾

右の日付当時のマカオ・コレジオの年間の経常費が、三〇〇〇タエルであったことを伝えている。

「日本管区が行う商業に関する文書」と題する史料に次のように見える。

「一九、およそ一六四〇年から現在にかけて、諸事情が全く変わってしまった。〔中略〕マカオのコレジオは、教会は別にして、維持と修繕とに毎年四〇〇〇パタカ以上を消費した。教会は、喜捨がないために、すでにコレジオの勘定による運営が始まっている。」⁽³⁵⁾

右の文書が記述された時期は不詳であるが、文書の末尾三〇節に、一六六二年一月三日付け総長の書簡に言及しているので、恐らくその数年後ではないかと思われる。

一六四〇年以降一六六〇年代にかけて、マカオ・コレジオは、経常費と建物等の修繕費とで年間四〇〇〇パタカ以上に上り、その他に隣接のマードレ・デ・デウス教会

(まだサン・パウロ教会)⁽³⁶⁾の経費をも、同コレジオで負担せねばならなかつたといふ。

右に見えるコレジオの経常費・修繕費四〇〇〇パタカの額であるが、旧著に記した通り、通貨単位パタカはパルダオと同価値(つまり四〇〇〇パタカは四〇〇〇パルダオと同)⁽³⁷⁾と見なしてよい。公定換算率に拠れば一クルザド=四〇〇レイス⁽³⁸⁾、一パルダオ=三〇〇レイス⁽³⁹⁾である。この当時ポルトガル人が東インドで使用した各種通貨の価値の問題は、複雑で難解を極めており、単純に一定の換算比率で割り切ることは出来ないが、一応右の如き数値に拠ると、コレジオの経常費・修繕費四〇〇〇パタカはすなわち三〇〇〇クルザドに相当する。

以上引用してきた各史料に見える経費の金額は、その数値の基準、たとえばコレジオのみの経費か、シナ国内レジデンシアの経費を含むか、或いはコレジオの経常費のみか、他の臨時の経費をも含むのか等が一律ではないので、余り厳密な取り扱いは出来ないが、一応参考にはなる。年代が下るにしたがつて経費が増大していったのは、コレジオに滞在する人数が増えたこととも一因であるが、しかしそれだけで、そのすべてを説明するのには無理がある。物価の上昇等他の理由も、考慮に入れるべ

きかも知れない。

なお、マカオ・コレジオの経費に関する史料としては、アジュダ図書館蔵文書の中に、「一六一六年八月三一日から一六二九年八月三一日に至る迄、日本管区が養つた同管区に属する、マカオ・コレジオ滞在の修道士たち。年毎にこのコレジオにいた仲間^(シエイテス)の人数と、上述の管区が彼らに費やした金額を擧げる。本書の中で明らかにされているように、別勘定であつた蠟燭^(セラフ)については述べない」と題する史料がある。表記の一三年間ににおける、毎のコレジオ滞在イエズス会士数と年間経費の一覧である。この史料はすでに旧稿で引用したので、ハハに重複引用するのは避け、後でコレジオ滞在者数と経費とを纏めて表示するに当つて、この史料に拠つて数値のみを示す。

11

次に、コレジオに居住・滞在するイエズス会士の人数について述べる。なお J.F. Schütte, *Introductio ad Historiam Societatis Jesu in Japonia 1549-1650, Romae, 1968, pp.383-386.* によれば、一五九四年一〇月一八日から一六五五年九月一六日までのマカオ・コレジオのイエズス

会士の人数を表示している。ここでは、コレジオ居住・滯在イエズス会士の人数とそれに対応する年間経費を示すことに主眼を置き、したがつてその関係の史料を優先させて最少限引用することとして、その他の時期の人数については、必要に応じて適宜右のシュツテ神父の研究に拠つて記す。

一六〇〇年一〇月二一日付け長崎発、ヴァリニヤーノの総長宛て書翰に、次のように見える。「…あの〔マカオの〕コレジオはそれ自体既に非常に大きく、しかも日本の中セミナリオだからである。というのは近年、イエズス会士五〇人以上が常時そこにいた。今後もおおよその位の人数がそこに滯在するであろう。さらに、シナの各レジデンシアがその管轄下に入る。」

すなわち、右の書簡の日付を遡ること何年か前から、コレジオ居住のイエズス会士は、五〇人以上であつたと言ふ。

一六〇三年一一月一五日付けマカオ発、ヴァリニヤーノの総長宛て書翰に、次のように見える。「現在六〇人のイエズス会士がいるこのコレジオ、およびシナの四つのレジデンシアもまた、窮乏している。」

この当時、コレジオに滞在するイエズス会士が六〇人

であつたことを伝える。

一六〇九年一一月一二日付け「日本イエズス会のカーザ・人・レンタ・経費の数値に関する簡潔な叙述」には次のように見える。「そこ〔コレジオ〕には毎年、パードレ二〇人・イルマン三〇人、および大人と子供のモソス・デ・セルヴィー⁽⁴⁴⁾従僕六〇人がいる。」

一六二二年二月二六日付け日本発、ニコラオ・ダ・コスタの総長補佐アントニオ・マスカレニヤス宛て書簡に、次のように見える。「通常そこ〔コレジオ〕には、イエズス会士が三五人か四〇人、或いはそれ以上が滯在する。」

書簡の日付当時における、通常のコレジオ滯在者数を伝えるものである。

一六一七年一〇月更新マカオ・コレジオのパードレ・イルマンのカタログによると、パードレ二六人・イルマン一六人、合計四二人のイエズス会士がそこに滯在していたとあるが、一六一七年一〇月作成マカオ・コレジオのパードレ・イルマンのカタログは、日付は右と同じであるが、記述に違いがある。後者のカタログによると、パードレ一八人・イルマン一一人、合計二九人のイエズス会士が同コレジオに滞在していたと記されている。同

じ日付の前者のカタログと対比して、人数にかなり大きな差異があるが、この史料を紹介したシユツテ神父の註記によると、それは同カタログ作成時直近における死亡・移動・イエズス会追放等により、パードレ六人・イルマン四人、合計一〇人のイエズス会士が名簿から削除されたことによる。つまり一六一七年一〇月現在の人数としては、後者のカタログの二九人が事実に近いと言つてよい。

一六一八年九月一九日付け日本発、日本管区巡察師フランシスコ・ヴィエイラのイエズス会総長宛て書簡に、次のように見える。

「この善良なパードレ〔ヴァリニヤーノ〕は、日本キ

リスト教会が大いに進展し、大勢の働き手を必要としていること、およびシナ王国も徐々に聖福音に対しても門戸を開きつつあるのを見て、働き手を養成せねばならない」という聖なる情熱から、このマカオのカーザを拡大した。彼はこれをコレジオと称して、そこに神学・哲学お^モリ^ラン語の授業も加え、教師と生徒から成るほとんど大^{ウニヴェルシダ}学と言つてもよいものにした。彼らは、古くからのカーザ所属の人々と一緒にすると、六〇~七〇人にも

達することがあつた。このカーザは「当初は」その性格から非常に小さく、通常一〇~一二人を擁したにすぎなかつた。というのは、これはもともとこのマカオ市のために作られたものではなく、インドから日本に渡る者が、そこを宗教的宿として一ヶ月待機するため、建てられたものだからである。⁽⁴⁹⁾

マカオのコレジオが、カーザ・プロフェッサから分離した形で創設されたことは、先に記した。⁽⁵⁰⁾ しかしその後間もなく、これら両機関はまた一体化したようである。⁽⁵¹⁾

右の書簡は、その日付の頃マカオのコレジオに居住或いは滞在するイエズス会士が、六~七〇人に上ることがあつたことを伝える。

一六二一年一〇月一六日付けマカオ発、マカオ^{オヴィードル}聴訴官〔ミゲル・ピニエイロ・ラヴァスコ修^{リセニシオド}士か〕の本国国王宛て書簡に、次のように見える。

「この市にはさらに、イエズス会パードレたちのコレジオがある。そこはイルマンと司祭とで一〇〇人を擁している。ここにこんなにも大勢がいる理由は、日本の迫害の故であり、またかつてそこに居たパードレたちが、今日このコレジオに居るからである。しかし以前は前述のコレジオには通常、司祭とイルマンとで四〇人の修道

士がいた。この市のコレジオは、私が得た情報によると、何のレンドも持たない。というのは、院長レイトルが喜捨によつて支えている六・七人のパードレを抱えるだけだからである。⁽⁵²⁾

右の史料の記述内容は、次のように纏めることが出来る。

一、一六二一年一〇月一六日現在マカオ・コレジオには、パードレ・イルマン合わせ全部で一〇〇人の滞在者がいる。

二、右の人数は、日本から追放されてきた者がそこに滞在していたからであつて、それより以前は 滞在者は パードレ・イルマン合わせ通常四〇人であつた。

三、コレジオ所属のパードレは六・七人で、彼らは院長が喜捨で養つている。

コレジオ滞在者の人数の大きな変動には、それなりの事情があつたはずである。その顕著な例として、一六四年一一月、江戸幕府の禁教令発布に伴い六五人のイエズス会士が日本からマカオに追放され、彼らを収容したたために、コレジオ滞在者が急増した。一六一八年のマカオ市に関する記録に、イエズス会は当地にコレジオを

有す。通常パードレ・イルマン二〇～四〇が駐在するが、四年前から八〇人以上になつた。日本・シナにいた会員が加わつたためである、と見える通りである。⁽⁵⁴⁾

しかし、右に記してきたパードレ・イルマンの人数についてでは、疑義もある。史料により、人数にかなりな異同があるのは、最も分かり難い点である。コレジオに隣接したカーザ在住者を含むのか否かという点については、当初はコレジオはカーザから分離独立する形で創られたが、その後間もなく両者は合体した筈なので、この点は人数異同の説明にはならないよう思う。

なお先に触れた、一六一六年八月三一日から一六三九年八月三一日までの、年毎のコレジオ滞在のイエズス会士数と年間経費を挙げた史料⁽⁵⁵⁾は、「アジュダ史料」としてそこに見える数値のみを記す。

以上の史料により判明する、マカオ・コレジオ滞在者数とその年間経費とを、次に表示する。時期については、「アジュダ史料」にはそれが明記されているが、その他については、それぞれの典拠史料の日付け当時のものだと見なしてよい。先に記した Schütte, *Introductio*, pp. 383-386 に基づく場合は、典拠欄の表示は「シュット」とする。

パードレ	イルマン	イエズス会士合計	年間経費	典拠
		19		1594年10月28日、シュッテ
		28		1596年1月16日、シュッテ
		48		1597年11月12日、シュッテ
		55	1500タエル以上	1598年7月以後、シュッテ
22	33	55	1500ドゥカド以上	1598年7月1日、ヴァリニャーノ
		50以上	1500ドゥカド以上	1598年10月20日、ヴァリニャーノ
			1500ドゥカド以上	1600年10月21日、ヴァリニャーノ
			1500ドゥカド以上	1601年10月15日、ヴァリニャーノ
21	38	59		1602年1月25日、シュッテ
22	32	55(?)		1603年1月29日、シュッテ
		60	3000タエル	1603年11月15日、ヴァリニャーノ
27	33	60	3000タエル以上 (シナ国内レジデンシアを含む)	1604年1月25日、シュッテ
				1605年1月20日、ヴァリニャーノ
17	21	38(マカオ滞在者全員)		1606年11月15日、シュッテ
21	25	46		1608年、シュッテ
25	13	41		1609年1月15日、シュッテ
3(修練士)				
20	30	50	2600クルザド	1609年11月12日、簡潔な叙述
		35~40またはそれ以上		1612年2月26日、日本、コスタ
16	26	42(追放者受入れ前)		1615年1月、シュッテ
		100以上		1615年2月6日、シュッテ
		110(1615年)		1616年1月27日、シュッテ
44	52	96		1616年1月、シュッテ
		67	3015タエル	1616年、アジュダ史料
51	10(日本人学生)	92		1617年1月8日、シュッテ
31(助修士)				
18	11	29		1617年10月、カタログ
		83	3735タエル	1617年、アジュダ史料
		60~70		1618年9月19日、ヴィエイラ
		41	1845タエル	1618年、アジュダ史料
39	39	78		1619年1月21日、シュッテ
		45	2025タエル	1619年、アジュダ史料
47	39	86		1619年12月28日、シュッテ
36	34	70		1620年9月、シュッテ
		21	945タエル	1620年、アジュダ史料
		60	2700タエル	1621年、アジュダ史料

43	34	100		1621年10月16日、聽訴官	
33	34	77		1621年12月30日、シュッテ	
		67	4~5000タエル	1622年11月4日、シュッテ	
		59	2655タエル	1622年、アジュダ史料	
			3000タエル	1623年2月25日、トーレス	
		68		1623年8月29日、シュッテ	
29	30	72	3240タエル	1623年、アジュダ史料	
		59		1624年1月、シュッテ	
		60	3300タエル	1624年、アジュダ史料	
		52	2860タエル	1625年、アジュダ史料	
		44	2420タエル	1626年、アジュダ史料	
38	27	68		1627年11月14日、シュッテ	
	3(修練士)	53	2915タエル	1627年、アジュダ史料	
		55	3025タエル	1628年、アジュダ史料	
		36	1980タエル	1629年、アジュダ史料	
		38	2090タエル	1630年、アジュダ史料	
		68	3740タエル	1631年、アジュダ史料	
		53	2915タエル	1632年、アジュダ史料	
		48	2640タエル	1633年、アジュダ史料	
		46	2530タエル	1634年、アジュダ史料	
22	46	68		1635年9月、シュッテ	
		64	3520タエル	1635年、アジュダ史料	
		79	4345タエル	1636年、アジュダ史料	
		84	4620タエル	1637年、アジュダ史料	
		63	3465タエル	1638年、アジュダ史料	
		67	3685タエル	1639年、アジュダ史料	
		約60	4000パタカ (=4000 パルダオ=3000クル ザド、建築修繕費を 含む)以上	1642年1月2日、シュッテ	
				「商業に関する文書」(1660年代か)	

コレジオの居住者・滞在者ということを忘れてはならないのは、右に記してきたパードレ・イルマン以外に、

多数の従僕がいたことである。一六〇九年一一月一二日付け「日本イエズス会のカーザ・人・レンタ・経費の数値に関する簡潔な叙述」には「そこ「コレジオ」には毎年、パードレ一〇人・イルマン三〇人、および大人と子供の従僕モソス・デ・セルヴィン六〇人がいる。」と見える。当時コレジオには、従僕が六〇人いたと言う。

また一六二一年四月二十五日付けマカオ発、コレジオ院長ガブリエル・デ・マトスの総長宛て書簡に次のように見える。「多額の不足が生じることは確かである。といふのは、仲間一人一人に与えられる四五クルザドの中から、否その総額の中から、コレジオにいる七〇人の従僕モソスも養い、家屋カザスを修繕し、宿泊者たちを迎える、そして喜捨エスキラスが与えられるからである。」

すなわちこの頃には、マカオ・コレジオには従僕が七〇人いたことが判明する。

三

し話しを進める。

先ず巡察師ヴァリニヤーノが作成し、巡察師パシオおよび巡察師ヴィエイラがそれぞれこれを増補した、マカオ駐在日本のプロクラドールの規則（最終的には一六一八年六月一〇日マカオで作成された旨文書に記されているが、ヴァリニヤーノの作成時期とパシオの増補時期とはその記載がなく、不明である）には、マカオ・コレジオの運営についての規定が見える。その箇所を次に引用する。なおこの規定は、ヴァリニヤーノが作成した規則中に見えるものである。

「この「マカオ」コレジオを維持し、そこに居住する人々を養うためには、主が別のレンダを与えて下さるまでは、次のような方法で補給すること。第一に、一人は同コレジオの院長の勘定で、院長が彼らのために集めることになつてゐる喜捨エスキラスで養うこと。それは一人当たり四五タエルの割で、五〇〇タエルに上る。その他の一人は、コレジオが所有する家屋カザスと店舗ボティカスからの所得五〇〇タエルで養うこと。さらに別の一人を養うためにプロクラドールは、私が同パードレ・プロクラドールに命じたように、毎年極秘に仕入れてインドに送ることになつてゐる財カペダルから上がる利益の内の、五〇〇「タエ

ル」を彼らに与えること。当コレジオに滞在しているその他の人々や、インドや日本から来る人々のために、同プロクラドールは日本のかねの中から、当地にとどまる期間に応じて、一人当たり四五〔タエル〕の割でこれに支給すること。これだけの額のかねによつて、コレジオの通常および臨時の経費をすべて賄うようにして、⁽⁵⁹⁾プロクラドールはこれ以上そこに支給しないこと。」

右の規則を纏めると次の通りである。

- 一、コレジオ居住者・滞在者の内一人については、院長自らが集める喜捨によつて養うこと。一人当たり年四五タエル、一人で五〇〇タエルである。
- 二、別の一人については、コレジオが所有する家屋・店舗からの収入五〇〇タエルによつて養うこと。
- 三、別の一人については、ヴァリニヤーノが命じた通り、プロクラドールが極秘に行うインド貿易の利益五〇〇タエルによつて養うこと。
- 四、その他、インドや日本から来る一時的な滞在者については、プロクラドールが日本のかねで養うこと。年四五タエルの割で、滞在期間に応じて支給する。
- 五、コレジオ関係の経費は以上すべてであり、プロクラドールがコレジオにこれ以上出費してはならない。

右の規定内容により、いくつかの重要な点が明らかになる。まず第一に、コレジオに居住あるいは滞在する者の経費は、一人当たり年に四五タエルと定められていたことが分かる。⁽⁶⁰⁾この点、日本イエズス会の場合と比較すると、一五九一年以降一六一〇年代に至るいくつかの史料から、日本においてはイエズス会パードレ・イルマンの衣食の経費は、一人当たり年に二〇ドゥカド前後であったとみてよい。⁽⁶¹⁾

また一五九六年一月三〇日付け長崎発、フランチエスコ・パシオのイエズス会総長宛て書簡には、「一人当たりの扶養のために、日本に比べてマカオでは、二倍またはそれに近い額必要である。」⁽⁶²⁾と見える。マカオでは一人当たり年四五タエル、日本では二〇ドゥカド前後の数値は、右のパシオの記述を考え合わせれば、大体矛盾はないと言つてよいであろう。

なおヴァリニヤーノが作成した「マカオ・コレジオ院長の規則」（一六〇六年頃）には、コレジオに居住する者であれ一時的滞在者であれ、イエズス会士一人当たりの毎年の経費を四〇タエルとするよう、指示した。⁽⁶³⁾結果的に四〇タエルでは賄うことが無理で、四五タエルに落ちついたものであろう。

四

ここでマカオ・コレジオのレンダの問題について、少し記す。コレジオもほぼ出来上がった一五九四年一一月九日現在、同コレジオが所有する家屋・店舗からの賃貸収入——つまりレンダ——は、年に五〇〇~五五〇ドウカドであった。⁽⁶⁴⁾ その内四〇〇ドウカド（クルザド）余は、日本イエズス会がマカオに有した家屋・店舗を、コレジオにまわしたものであった。

その他の約一〇〇ドウカドは、マカオの住人ペドロ・キンテロ⁽⁶⁵⁾ がコレジオに寄付した遺産約二〇〇〇ドウカドを資金に（厳密に言うなら、その二〇〇〇ドウカドの内の、恐らく約一〇〇〇ドウカドを資金に）購入した、賃貸用家屋からの所得であった。

このようにコレジオは、五〇〇~五五〇ドウカドの年収をもたらす家屋・店舗を基金として発足したわけであるが、一六〇六年頃になつても基金と言えばこれだけで、不足分はヴァリニヤーノが調達した。⁽⁶⁶⁾ この不足分がどれ程に上つたかは、先に記したコレジオの年間経費と対比すれば明らかである。

ヴァリニヤーノは前引一五九八年七月一日付け書簡に

おいて、現有の五〇〇タエルに加えさらに、スペイン⁽⁶⁷⁾ ポルトガル国王の支援を得て二〇〇〇タエルの基金を持ちたい、と述べ⁽⁶⁸⁾、さらに同じく前引一五九八年一〇月二〇日付け書簡では、その二〇〇〇タエルの年収が得られる不動産を買得するに当り、どのような形で国王の支援を受け、如何なる手順を踏むのがよいかを述べた。⁽⁷⁰⁾ 実現すれば、合計二五〇〇タエルの安定した年収をもたらす不動産を有することになり、その年間経費に照らして、コレジオも財政的にかなり安定するわけである。

コレジオの賃貸収入つまりレンダのみを追つてみると、コレジオは発足当時は、年に五〇〇~五五〇ドウカドを有した。前引一六〇一年一〇月一五日付けヴァリニヤーノの書簡には、毎年のレンダが五〇〇ドウカドであったと記されている。⁽⁷¹⁾ やはり先に引用した「マカオ駐在日本のプロクラドールの規則」にも、この点五〇〇タエルと記されている。⁽⁷²⁾ (ただし規則の内、この記述を含むヴァリニヤーノ作成部分の成立時期は、前述の如く明確ではない)。

しかし前引一六〇三年一一月一五日付けヴァリニヤーノの書簡では、この金額が三〇〇タエルになる。「このコレジオには一八〇〇タエルの負債があり、三〇〇タエ

ルまでのレンタしか持たない。」と書いてある。⁽⁷³⁾

一六一六年一二月二三日付けマカオ発、チエルソ・コンファロニエリの総長補佐宛て書簡には、次のように見える。「この小さな市の要求に応えるためなら、そこ「コレジオ」にイエズス会士が一二一一四人いれば充分である。この程度の僅かな人々を養うためには、毎年三〇〇クルザドの喜捨はあろうし、その他に世俗の人々に賃貸ししている家屋^{カザス}から入る四〇〇「クルザド」がある。」

マカオ・コレジオのレンダは四〇〇クルザドだという。コンファロニエリは一日後の、一六一六年一二月二十五日付けマカオ発総長補佐宛て書簡でも、「賃貸に付していする店舗から四〇〇タエル以上のレンダが入るし、毎年三〇〇「タエル」の喜捨もあるだろう。」と記述している。通貨単位は違うが、レンダの高を四〇〇タエルと記す。右の如く、金額は多少異なるが、一六一六年一二月の史料までは一貫してレンダの記載が見えるが、一六二〇年からこれが一変する。先ず、「このマカオ市の判事^{ジュイゼス}と

^{ヴェレアドレス}市会議員^{セルティダン}が、このコレジオは一六二〇年までレンダを持たないことを明らかにする証明書⁽⁸⁰⁾（一六二〇年一月二二日）と題する文書に、次のように見える。

「前述の「マカオ」コレジオは基金^{フジダサン}も、不動産^{ベンス・デ・ライス}も、国王の財産^{フアゼンダ・レアル}もその他の財産も持たない。このため、その「コレジオ」修道士たちは非常に窮乏している。われわれはさらに以下のことを証明する。前述のコレジオは、このマカオ市のカルデイラ⁽⁷⁶⁾についても、何らのレンダをも有しない。」

マカオ・コレジオは如何なる種類のものであれ、レンダは一切持たないと強調する。

また、一六二〇年九月に作成された日本管区の第三カタログにも、「この「マカオ」コレジオは何のレンダも持たず、また通常の喜捨は何もない。今のところ負債もなく、日本によつて維持されている。」と記されている。すなわち、右のように書いてある以上、一六一七年以降一六二〇年一月までの間に、マカオ・コレジオの経営基盤に重大な改変があり、それまでコレジオが有したレンダを失つたが、その反面負債もなくなり、しかもコレジオが財政面で日本イエズス会の傘下に入つたと解釈せざるを得ない。

後で引用する一六二一年四月二五日付けマトスの書簡⁽⁸⁰⁾も、コレジオのレンダの存在を否定する史料として、挙げるべきであろう。

マカオ・コレジオのレンダ	典 拠
500~550 ドゥカド	1594, 11, 9、ヴァリニヤーノ
500 ドゥカド	1601, 10, 15、ヴァリニヤーノ
500 タエル	マカオ駐在日本のプロクラドールの規則
300 タエル	1603, 11, 15、ヴァリニヤーノ
400 クルザド	1616, 12, 23、コンファロニエリ
400 タエル	1616, 12, 25、コンファロニエリ
なし	1620, 1、マカオ市判事・市会議員
なし	1620, 9、カタログ
なし	1621, 4, 25、マトス
なし	1621, 10, 16、マカオ聽訴官
なし	1624, 1、カタログ

王宛て書簡にも、「この「マカオ」市のコレジオは、私が得た情報によると、何のレンダも持たない。」と見える。⁽⁸¹⁾さらに一六二四年一月作成の、日本管区第三カタログにも、「〔マカオ〕コレジオは何のレンダをも持たず、ただ果物を産し、このコレジオにとつて菜園として役立つてゐる小島〔緑島のこと〕を有するにすぎない。」と記されている。

つまり史料的には一六二〇年を期して、マカオ・コレジオが所有していたはずのレンダの存在が消える。単にそれまで所有したレンダを、一方的に剥奪されるだけということはあり得ない。一六二〇年九月作成日本管区第三カタログの記載の如く、マカオ・コレジオがレンダを失ったことと、同コレジオが財政面でこれまで以上に日本イエズス会の傘下に入ったことの二つは、セットになつてゐるに相違ない。

*

*

*

この点を解明する上で、マカオ・コレジオが手放したレンダ、つまりマカオにおける賃貸用家屋・店舗はその後どこに帰属したのかということとも、重要な関わりを持つと言ふべきであろう。

マカオ・コレジオはレンダを持たない旨を記述する、

〔ミゲル・ピニエイロ・ラヴァスコ修士か〕の本国國

〔リセントアド・オヴィードル〕の本國國

同じ一六二〇年九月作成日本管区第三カタログには、

「日本「イエズス会」が所有するレンド」と題して、イ
ンドにおける土地その他日本イエズス会のレンドを列挙
するが、その中に「マカオ市に何軒かの賃貸用の家屋を
持つ。それらは、台風^(トウファン)の度毎に破壊するがままになつ
ていて、賃借者たちがいる時は、おおよそ二〇〇クルザ
ドの収入になるであろう。」と見える。

一六二一年一〇月一六日付けマカオ発、マカオ^{オヴィドル}
〔ミゲル・ピニエイロ・ラヴァスコ修士か〕の本国国王
宛て書簡にも、「シナ布教も日本布教も、この市に古く
からいる老人たちから得た情報によると、この市に持つ
カガス^{カサス}と店舗^{ボティカス}のレンド三〇〇タエルを有するといふ。⁽⁸⁴⁾」と
見え、多少の食い違いはあるが、基本的には先の一六二
〇年九月作成カタログの記載を裏付ける。

一六二四年一月作成の日本管区第三カタログの「日本
が有するレンド」欄には、「マカオにおいて、家屋の賃
料四〇〇クルザド以上を有する。」⁽⁸⁵⁾と見える。

一六二〇年九月以降日本イエズス会がマカオに、それ
までのコレジオとほぼ同額のレンドを所有したことが明
らかになった。次に一六二〇年以前に、日本イエズス会
がこのマカオの賃貸料を有しなかつたことを実証出来れ

ば、この問題は解決する。

「日本管区のレント」と題する史料がある。⁽⁸⁶⁾表題の通り日本管区が有するレントを一つずつ列記して、簡単に説明したものであるが、そこには当該のマカオにおける賃貸料は見えない。この文書には年代が記されていない。しかし、一五九六年教皇クレメンス八世が復活したローマ教皇給付金を挙げていることにより、年代の上限を定めることが出来る。また下限については、全体として、日本教会が迫害・潜伏下にあることを思わせるような記述は全く見られず、また日本イエズス会教会が六六〇人の人員を擁していることなどが記されているので、一六一四年以後に記述されたものだとは考えられない。

つまり、マカオ・コレジオがマカオにレンドを所有していた当時は日本イエズス会は持たず、コレジオがそれを失うや日本が所有したことになる。すなわち、それまではマカオ・コレジオ所有の貸家であつたものが、一六二〇年頃に日本イエズス会の所有に移つたと考えてよいであろう。

*

*

*

その維持・運営費の一部分を賄うに過ぎないとはいえ、マカオ・コレジオからレンドを剥奪して、日本イエズス

会の所有としたのであるから、当然同コレジオは經營面で、それまで以上に日本イエズス会との絆が深まつたと考へるべきであろう。前引一六二一〇年九月作成日本管区第三カタログに、「この〔マカオ〕コレジオは何のレンダも持たず、〔中略〕日本によつて維持されている。」と記されているのはそれを裏付ける。さらに前引一六二三一年二月二五日付け日本発、トーレスの総長宛て書簡にも、次のように見える。

「またマカオのコレジオにおいても、その維持のため〔マカオ駐在日本〕管区プロクラドールが与える三〇〇〇タエルの他に、巡察師パードレはしないでもいいような工事や、シナへの贈り物のために消費をする。」

コレジオの年間維持・運営費は、先に記した通りおよそ三〇〇〇タエルであった。それに対してコレジオ自体レンダを持たず、マカオ駐在日本イエズス会のプロクラドールが、維持費として三〇〇〇タエルをコレジオに渡していたわけである。何故にこの時期に、マカオ・コレジオが經營面で一段と日本の傘下に入るという変化を見せたのであらうか。これには、一六二三年シナが準管区として日本管区から分離したこと⁽⁹⁰⁾が、絡んでいるかも知れない。すなわち、マカオはシナ準管区であるが、

日本としてはマカオ・コレジオとの結びつきは従来通り堅持したい、との思惑あつての措置ではないか。

先に一六〇五年九月一五日長崎で開催された、協議会記録を紹介した。その協議会は、シナ（マカオを含む）・マラッカ・モルッカをもつて一つの準管区を作るのは如何との意向が総長から示されたのに対し、その総長案に反対の結論を下したものである。そしてそこでの主な反対理由の一つが、シナを日本管区から切り離すのに伴つて、マカオ・コレジオが日本から離れるのは困るということであった。⁽⁹¹⁾ このように、シナ（マカオを含む）の準管区独立の問題と、マカオ・コレジオの帰属とは関わり深く、日本イエズス会としてもことの帰趨には、重大な関心を抱いたはずである。コレジオ所有のレンダを逸早く日本イエズス会に移したのは、この件に対する日本側の対応であり、同コレジオを手放すまいとの意思表示ではないか。

一六二〇年一〇月一二日付け日本発、フエレイラの総長補佐宛て書簡には次のように記されている。「今この管区において最も厄介な問題は、マカオのコレジオである。というのは、そこ〔コレジオ〕には、すでに分離したこれら〔日本とシナ〕二つの布教地の仲間たち⁽⁹²⁾がいる

ので、そこに何らかの反目と不和がある。パードレ・ニコラ・トリゴーのいろいろな要求がそれを助長する。彼は第一に、あのコレジオを日本から切り離してシナ布教に振り向けるよう、総長に要請する。〔以下略〕⁽⁹²⁾

シナ準管区の成立以前から、マカオ・コレジオをめぐり、日本イエズス会とシナ・イエズス会との間で綱引きが始まっていたのであるから、同準管区が形成される運びともなれば、日本側としては可能な限り、マカオ・コレジオを繋ぎ止めておきたいと策を講じたのも領ける。

一六二一年四月二十五日付けマカオ発、コレジオ院長ガブリエル・デ・マトスの総長宛て書簡は、コレジオの經營について記述する。記述された時期、および院長自らが記したものだという点でも、重要である。次のように見える。

「われわれには、さらに別の悩みがある。すなわち慣行として、このコレジオの院長は八人の仲間を養うために、自らの才覚で三六〇クルザドを調達する義務がある。誰がこのような慣行を始めたのか、私は知らない。この司教座または院長職に課せられたこの負担金の故に——院長たちは常にその負担の重さに喘いだ——何人かはそれを支払うために、外部から贈物として送られてきた

チーズ・ハム・瓶入りの葡萄酒に値をつけ、この負担金を支払うことが出来るよう会計処理をした。ここにいる他の仲間たることは、日本管区が一人当たり四五クルザドの割で与えて、養っている。今巡察師パードレ〔ジェロニモ・ロドリゲス〕⁽⁹³⁾は次のように言っている。私〔マトス〕は私の才覚で上述の額を調達せねばならなければばかりか、もしも年末に日本のプロクラドールが与えるだけで充分でなければ、コレジオ全体を養わねばならない、と。多額の不足が生じることは確かである。というのは、仲間一人一人に与えられる四五クルザドの中から、否その総額の中から、コレジオにいる七〇人の従僕も養い、建造物〔コレジオ関係の諸々の建造物を指しているのであろう〕を修繕し、宿泊者たちを迎えて、そして「教会からの」喜捨が与えられるからである。しかも近年は海上に跋扈する多くの海賊のために、航海は少なく、喜捨を与えてくれる者は非常に乏しい。私は、三六〇クルザドの調達にすら、挑む勇気がない、と巡察師パードレに言つた。しかし、日本のプロクラドールがそんなに消費することは出来ない、と彼〔巡察師〕に哀願するので、彼は如何ともしがたい⁽⁹⁵⁾。

右の史料の記載内容を次に纏める。

一、コレジオ院長は毎年、一人当たり四五クルザドで八人分、すなわち三六〇クルザドを調達せねばならず、院長はこれに難儀をしている。

二、その他のイエズス会士については、日本管区が一人当たり四五クルザドの割で養っている。

三、（右の一）はマカオ駐在日本のプロクラドールから与えられるのであろうが（もしもこれが不足するようなならない）。

四、コレジオの維持費としては、会員の扶養以外に従僕ら、院長がその分を補い、コレジオ全体を維持せねばならない。

五、近年はコレジオや院長への喜捨も減少し、院長は三六〇クルザドの調達すら容易ではない。

右のマトス書簡には、いくつか問題点がある。先ず指摘すべき点は、先に引用したヴァリニヤーノ作成マカオ駐在日本のプロクラドール規則（作成時期は不明であるが、コレジオ発足後そう遠くない時期であろう）の内容との齟齬である。規則には、コレジオ居住・滞在者一人分の経費五〇〇クルザドを、院長が喜捨等を集めて調

達するようにとあるのに対し、マトスの書簡の方は八人分の経費三六〇クルザドとある。マトスは、この三六〇クルザドでも調達は容易ではないと強調する。⁽⁹⁶⁾

マトスの書簡には、コレジオ所有の賃貸用家屋・店舗のことが記述されていない点も注目に価する。前述の通りである。

院長調達分以外の経費は、マカオ駐在日本のプロクラドールが、日本イエズス会の資金から賄うことになつており、すなわち右の一がそれである。三で、もしもプロクラドールからの出金で不足する場合は、院長が責任を持つて負担せねばならなかつたようであるが、要するに、コレジオの全経費の内、院長負担分は三六〇クルザドで、その他は日本イエズス会が出したと見なしてよいであろう。一六二〇年九月作成日本管区第三カタログに、「この「マカオ」コレジオは何のレンドも持たず、〔中略〕日本によって維持されている。」と見え、一六二三年二月二十五日付け日本発、トーレスの総長宛て書簡には、マカオ・コレジオの維持のために、マカオ駐在日本管区プロクラドールが三〇〇〇タエルを出していた旨記されていた。⁽⁹⁷⁾

コレジオの年間維持・運営費は、先に記した通りおお

よそ11000タエルであった。一人分の年間経費四五タエルとして、六六人分である。先に一覽したコレジオの居住・滞在人数に照らして、ほぼ妥当な、納得のいく金額であろう。とにかくこれにて、シナ準管区が成立する一方でそれとは裏腹に、コレジオは独自のレンダを奪われ、経営面で日本イエズス会との絆は一段と強まったと言つてよい。

もちろんコレジオは創設以来、経済的に日本イエズス会に依存するところ大であったことは事実であり、例えば一六〇九年一月一一日付け「日本イエズス会のカーザ・人・レンタ・経費の数値に関する簡潔な叙述」にも、日本はコレジオに11000クルザード負担する旨記されていた。⁽¹⁰⁾しかしハリジオ、コレジオからレンダを剥奪してそれを日本に移し、経費全体の僅か一二ペーセント程度の院長負担分以外は、すべて日本イエズス会が賄う体制になつたことは、注目に値する。一六一〇年頃の日本的情勢を考えれば、マカオ・コレジオこそが日本イエズス会教会の中核として、その存在が一段と重みを増したと言へばやうであろう。

もはやマカオ・コレジオのそのような経済基盤のあり方は、コレジオは基本的に独自のレンダで運営すべし

との、イエズス会会憲の規定⁽¹¹⁾から逸脱し、ガアリヤーノがかつて一五九八年七月一日付け書簡で、年11500タエルのレンダを持ちたないと夢に描いた姿とも全く異なるものではあつた。

(1) 握稿「マカオのコレジオ」四(『史学』六七〇・四)
六〇・六四・七一|頁。

(2) J.F. Schütte, Monumenta Historica Japoniae I, Romae, 1975, pp.131, 132, 1231.

(3) J.H. da Cunha Rivara, Archivo Portuguez Oriental, fascículo 3, Nova Goa, 1861, reprint, New Delhi, 1992, p.523. 握稿「マカオのマハニ領国歴史文書館収藏の「マハヌースハ文書」」(『中古文書研究』111) 111|頁。
Boletim da Filmoteca Ultramarina Portuguesa, no 2, Lisboa, 1955, pp.321-323.

(4) 握稿『マカオ時代の研究』拓波書店、一九七七年、114|～115|頁。

(5) J.H. da Cunha Rivara, op.cit., fascículo 3, p.640. 握稿「マカオのマハニ領国歴史文書館収藏の「マハヌースハ文書」」(『中古』前掲) 10・11|頁。ただしJ.H. da Cunha Rivara, Archivo Portugues Oriental. では、回書簡の田本が一五九六年四月一日付であるが、マカオのインド領国歴史文書館に收藏されている「マハヌースハ文書」原文(Filmoteca Ultramarina Portuguesa, Lisboa 所蔵ファイル)

- (21) Jap.Sin, 17, f.25. 紙跋『ヤマガタ宣教日本』 1' 国五
五・国國六頁。
- (22) リスゼー 1607年八月1日之に國王勅令の記入。
母題11000ニテの神額のリスゼー。J.H. da
Cunha Rivara, Archivo Portugues Oriental, fascículo 6,
Nova Goa, 1875, reprint, New Delhi, 1992, pp.795, 796. 紙
跋『ヤマガタハ時代の研究』 1177・1178頁。
- (23) 越(?)。
- (24) Boletim do Arquivo Histórico Colonial, vol. 1, 1950, p.
283.
- (25) Jap.Sin.17, f.56v. 紙跋『ヤマガタ宣教日本』 1' 国
五
○頁。
- (26) 紙稿「ヤカホセノムハナ」 国 111~117頁。
- (27) Jap.Sin.14-I, f.39v.
- (28) Jap.Sin.14-I, f.83.
- (29) Jap.Sin.14-I, f.146v.
- (30) 黒田孝高の教宗への経済的支援の記述。シオノ・
ペジヌス著、吉田小五郎訳『日本切支丹宗門史』岩波文
庫、上、1681年、1回 1頁以下の記入。
- (31) Jap.Sin.14-II, f.186, 186v. 紙跋『ヤマガタ宣教日本』
1' 118~119頁。
- (32) Schütte, Monumenta, p. 536.
- (33) Jap.Sin.38, f.252. 紙跋『ヤマガタ宣教日本』 1' 五
五
○頁。
- (34) Jap.Sin.38, f.262v.
- (35) Archivum Romanum Societatis Iesu, Fondo Gesuitico,
na Assistência de Portugal, II, Porto, 1938, p.130.

721-II-7.

- (36) 稿稿「マカオのヤマハチヲ」(『史料』大國へ1) 1・1頁。
- (37) 稿稿『キラシタハ當代の歴史』五1・1頁^o
- (38) A.C. Teixeira de Aragão, Descripção Geral e Histórica das Moedas Cunhadas em Nome dos Reis, Regentes e Governadores de Portugal, t.I, Lisboa, 1874, pp.252,312.
- (39) 稿稿『ヤマハタハ當代对外關係の研究』廿三弘文館、出版大母、川内國・川内山國。
- (40) Biblioteca da Ajuda, 49-IV-66, f.43. Michael Cooper, Rodrigues the Interpreter, New York, Tokyo, p.323.
- (41) 稿著『キラシタハ當代对外關係の研究』四五二1・四五二頁。
- (42) Jap.Sin.14-I, f.41.
- (43) Jap.Sin.14-I, f.146v. 稿(2)。
- (44) Schütte, Monumenta, p.536.
- (45) Jap.Sin.15-I, f.118.
- (46) Schütte, Monumenta, pp.689-693.
- (47) Ibid., pp.693-696.
- (48) Ibid., pp.694-696.
- (49) Jap.Sin.17, f.154v. 稿稿『イニズス會士日本』1・1頁
七國原。
- (50) 稿稿「マカオ・ヨルハオの創設について——巡察師ガトコリヤーへの説解をヰシ——」(『ヤマハタ教史』五〇) 17~1111頁。
- (51) 稿(5)。
- (52) Boletim do Arquivo Histórico Colonial, vol.1, p.283.
- (53) J. F. Schütte, Introductio ad Historiam Societatis Jesu in Japonia 1549-1650, Romae, 1968, p.345. Schütte, Monumenta, p.559.
- (54) Biblioteca da Ajuda, 49-V-5, f.224v.
- (55) マカオ・ヨルハオはヤマハタヒヤーへの意向により、カーザから分離した別個の機関として一五九四年一一月一日発足した(稿稿「マカオ・ヨルハオの創設について—巡察師ガトコリヤーへの説解をヰシ——」)『キリスト教史学』五〇、一七~1111頁。同「マカオのヨルハオ」三三『史字』大七へ1' 1~10頁)。しかし一五九七年九月初回巡察師の指令により、再びカーザとヨルハオとが合体した(?)ことを伝える史料がある。「マカオのマーダー・ホ・ホナス・ヨルハオの上長と慈善家」と題する史料には、次のものを見られる。「一五九四年一一月一日以降ヨルハオは発足した。その監ペーム・アレンサンブル・ヴァリニヤーは、イニズス會士たちをカーザとヨルハオとに振り分け、カーザにはペーム・ロレンソ・メンア、ヨルハオはバードル・ドウアルテ・ド・サンテと云ふようだ、それぞれ別の上長を配した。[中略]しかしカーザとヨルハオの分離は、一五九七年九月まで続いたにすぎなかつた。その[九月の]初、同巡察師ペームの命令により、再びカーザとヨルハオとは一つになり、年長のペーム・マヘル・ティアスがその監督になつた。」Biblioteca da Ajuda, 49-IV-66, f.46.
- (56) 稿(4)。

(57) Schütte, *Monumenta*, p.536. 註(44)。

(58) Jap.Sin.17, f.281. 摂著『キリシタン時代对外関係の研究』四五[1]頁。註(58)。

(59) Biblioteca da Ajuda, 49-IV-66, f.12, 12v. 摂記『イエズス会員日本』一、二[1]頁。

(60) マカオに居住する者であれ、一時的宿泊者であれ、イエズス会士一人当りの年間経費（つまり衣食）が四五タエル（後で引くマトス書簡には四五クルザードと見えるが、タエルとクルザードとの混用は間々見られる）ことであり、ノンでは規則に記されている四五タエルが正しいものと考える）であったということは、先に引用した「アジュダ史料」によつても確認出来る。つまり、一六一六年から一六二九年までの、毎年のコレジオ滞在イエズス会士の人数と、彼らに費やした経費の総額とを表示しているが、一六一六年から一六二三年までは、一人当り四五タエルになる金額が示されてゐる。ただ一六一四年から最後一六二九年までは、この点一人当り五五タエルに変更してゐる。マカオにおける物価の変動等の理由により、一六一四年を期して一人当りの年間経費が、四五タエルから五五タエルに増額されたと判断してよろあるべ。Biblioteca da Ajuda, 49-IV-66, f.43. Cooper, Ibid., p.323. 摂著『キリシタン時代对外関係の研究』四五[1]・四五[2]頁。註(40)(56)。

(61) 翻譯『キリスト教時代の研究』四五一・四五[1]頁。

(62) Jap.Sin. 12-II, f.353. 摂稿「マカオのマカオ」一〔『民族』六[1]・二[1]〕一九頁。

(63) 摂稿「マカオのマカオ」一一〔『史學』六六ノ11〕11-1頁。

(64) 摶稿「マカオのコレジオ」四、六四・六五・七〇頁。

(65) 摶稿「マカオ・コレジオの創設について——巡察師ヴァリニヤーノの見解を中心にして」七・一・一・一〇・二八頁。同「マカオのコレジオ」一、「一」一・一・一・一六頁。

(66) マカオ在住のペドロ・キンテロなる人物の善行については、すでにノンの小論で何度も言及してきた。「マカオ・コレジオの創設について——巡察師ヴァリニヤーノの見解を中心にして」一八・一四・一七・三〇頁。「マカオのコレジオ」四、六七・七〇・七一・七七頁。

マヌエル・ティシェイラは論文の中で、キンテロについて次のように記す（ただし典拠を挙げない）。ペドロ・キンテロはスペイン・andalusiaの生まれで、メキシコに渡りそこで副王ドン・アントニオ・デ・メンドンサの財産管理人 Major-Domo になった。その後彼はビルヤロボスの艦隊でモルッカに行き、さらにインドに赴いた。その後キンテロはマカオに来た。マカオではイエズス会士たちの親しい友となつた。遺言で彼らに銀一千万タエルを贈つたが、それはレジデンシアや（マカオの）サン・パウロ・コレジオを建てるためであつた。彼はマカオの主要な（サン・パウロ）教会から遠くなつて常に大きな家を所有していた、と。Mnuel Teixeira, "The Church of St. Paul in Macau", STVDIA, 42-43, Lisboa, 1979, p.53.

- (8) Boletim do Arquivo Histórico Colonial, vol.1,p.283. 補
 (5)°
 (82) Schütte, Monumenta, p.967.
- (83) Ibid, p.869.
- (84) Boletim do Arquivo Histórico Colonial, vol.1, p.283.
- (85) Schütte, Monumenta, p.968.
- (86) Jap.Sin.23, f.19,19v.
- (87) 補編『サニハタハ盐芝の藤原』11九七頃°
 (88) Schütte, Monumenta, p.868. 補(78)°
 (89) Jap.Sin.38, f.262v. 補(34)°
 (90) Francisco Rodrigues, A Companhia de Jesus em Portugal e nas Missões, Porto, 1935, p.41. Schütte, Monumenta, p.1322.
- (91) 補編「マカオの年報」11九一～1111頃°
 (92) Jap.Sin.17, f.263.
- (93) 本文は補編の「ハナ・イ・ハズベ専は141111年準管区」など、日本からの独立した。因みにハナ・イ・ハズベ専は141111年年報の表題を取つてゐる、「ハナ・イ・ハズベ専は1630-1635」、Revista Portuguesa de História, tomo XI, vol.1, p. 94.
- (77) Biblioteca da Ajuda, 49-V-5, f. 284.
- (78) Schütte, Monumenta, p.868.
- (79) 141111年11月1日由セナマカオ統、ガマリヤー
 ノの總督宛て書翰に記べり連云々、その御監はマカオ・マ
 ハナ・イ・ハズベ専の領地があつた。Jap.Sin.14-1,
 f.146v. 補(29) (73)°
 (80) 補(5)°

は見えない。これに対し日本関係の「一六〇四年作成、日本管区第三カタログ」には、アカオ・コレジオに関する記述を含む (Schütte, Monumenta, p. 967.)。シナ準管区独立後、マカオ・コレジオが組織上シナではなく、從来通り日本管区に属さないことが明確になる。

(94) Schütte, Monumenta, p.1283.

(95) Jap.Sin.17, f.281. 描著『キリスト教時代対外関係の研究』図五一・図五一頁。

(96) 註(59)。

(97) 一六〇九年一一月一一日付け「日本イエズス会のカーナ・人・レンタ・経費の数値に関する簡潔な叙述」には、「ハ」の「マカオ」コレジオは、これまでのところ基金が確立してこないので、日本イエズス会がその経費を負担し、院長ペードルが支援するのは、彼がポルトガル人たちに乞うて喜捨をしてゐる六〇〇クルザドだけである。(Schütte, Monumenta, p.536.) と見える。院長が六〇〇クルザドすなわち一三人分、喜捨を集めたと言う。しかし「」の史料は、先に記した通り、この当時は保有していたはずの賃貸用家屋・店舗に言及していないなど、信憑性に疑義がある。

(98) Schütte, Monumenta, p.868. 註(78) (88)。

(99) Jap.Sin.38, f.262v. 註(34) (89)。

(100) Schütte, Monumenta, p.536. 註(32)。

(101) 描著『キリスト教時代対外関係の研究』第一章。

(102) Jap.Sin.13-I, f.135v. 註(7)。

(103) なおシナ準管区成立に伴うマカオ・コレジオの経営問

題に関し、拙稿「マカオのコレジオ」III、1111頁上段一行目「しかしシナだけは…」から1111頁下段最後までの記述を削除する。